

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
お	応桑	池ノ塚、ウルイ塚	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		1 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり230円以上のものについてはその評価額を230円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 6.1	純 20	純 7.8	純 7.8		
		新田、田通								
		1 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり314円以上のものについてはその評価額を314円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 4.1	純 16	純 7.8	純 7.8		
		小菅、田通原								
		1 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり280円以上のものについてはその評価額を280円とみなして右の倍率を適用する。)	40	7.0	—	—	中 7.0	中 7.0		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 6.1	純 20	純 7.8	純 7.8		
		御所平								
		1 1984番地								
		(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり689円以上のものについてはその評価額を689円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.0	—	—	中 6.0	中 6.0		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 6.1	純 21	純 7.8	純 9.2		
		2 上記以外の地域								
(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり264円以上のものについてはその評価額を264円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.4	—	—	中 6.4	中 6.4				
(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 6.1	純 21	純 7.8	純 9.2				

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
お	大津	(1) 国道145号線沿、国道145号線バイパス沿、国道292号線沿	30	1.1	中 6.3	中 11	中 6.0	中 11		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 4.2	純 5.9	純 3.1	純 4.9		
か	川原畑	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道145号線バイパス沿			純 4.4	純 7.6				
		2 上記以外の地域			純 3.8	純 5.4				
		上記以外の地域								
		1 国道145号線バイパス沿	30	1.1	中 5.7	中 11	中 6.4	中 11		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 4.0	純 5.7	純 2.9	純 4.0		
	川原湯	農業振興地域内の農用地区域			純 3.7	純 8.3				
		上記以外の地域								
		1 県道林・岩下線沿	30	1.1	中 5.7	中 11	中 6.4	中 11		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.9	純 8.3	純 2.2	純 4.1		
き	北軽井沢	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道146号線沿			純 9.2	純 24				
		2 上記以外の地域			純 7.4	純 16				
		上記以外の地域								
		1 大屋原								
		(1) 1924番地								
		イ 大学村								
		山林(原野・牧場)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり430円以上のものについてはその評価額を430円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.7	—	—	中 6.7	中 6.7		
		ロ 上記以外の地域								
		(イ) 山林(原野・牧場)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり439円以上のものについてはその評価額を439円とみなして	40	6.6	—	—	中 6.6	中 6.6		

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
き	北軽井沢	山林(原野・牧場)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり352円以上のものについてはその評価額を352円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.8	—	—	中 6.8	中 6.8		
		(3) 王領地の森分譲地								
		山林(原野・牧場)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり602円以上のものについてはその評価額を602円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.1	—	—	中 6.1	中 6.1		
		(4) 上記以外の地域								
		イ 山林(原野・牧場)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり352円以上のものについてはその評価額を352円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.3	—	—	中 6.3	中 6.3		
		ロ 上記以外の地域								
		(イ) 国道146号線沿	30	1.1	中 19	中 30	中 118	中 151		
		(ロ) 上記以外の地域	30	1.1	純 15	純 21	純 11	純 11		
		1 1 上記以外の地域	30	1.1	純 11	純 20	純 7.8	純 6.9		
		な	長野原	農業振興地域内の農用地区域						
1 遠西、町										
(1) 国道145号線沿					純 15	純 23				
(2) 上記以外の地域					純 6.9	純 11				
2 上記以外の地域					純 4.1	純 6.6				
上記以外の地域										
1 遠西、町										
(1) 国道145号線沿	40	1.1	中 21	中 33	比準	比準				
(2) 上記以外の地域	40	1.1	純 7.1	純 11	純 5.8	純 8.6				

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等							
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
な	長野原	2 上記以外の地域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	
		(1) 国道145号線沿	40	1.1	中 6.6	中 11	中 7.0	中 13			
		(2) 吾妻川より南側の国道145号線バイパス沿	30	1.1	中 14	中 16	中 8.0	中 8.6			
		(3) 上記以外の地域	30	1.1	純 4.2	純 6.7	純 5.4	純 6.9			
	は	羽根尾	農業振興地域内の農用地区域								
			1 国道144号線沿、 国道145号線沿、 国道146号線沿			純 4.2	純 7.1				
			2 上記以外の地域			純 3.5	純 6.1				
			上記以外の地域								
		1 国道144号線沿、 国道145号線沿、 国道146号線沿	30	1.1	中 5.4	中 11	中 6.0	中 10			
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.7	純 6.4	純 4.0	純 6.0			
		林	農業振興地域内の農用地区域								
			1 国道145号線バイパス沿				純 4.4	純 7.6			
2 上記以外の地域					純 3.8	純 6.6					
上記以外の地域											
1 国道145号線バイパス沿	30	1.1	中 5.7	中 11	中 6.4	中 11					
2 上記以外の地域	30	1.1	純 4.0	純 6.8	純 3.3	純 4.6					
ふ	古森	農業振興地域内の農用地区域									
		1 国道146号線沿				純 3.2	純 6.6				
		2 上記以外の地域				純 2.9	純 6.1				
		上記以外の地域									
		1 山林(原野・牧場)又は別荘地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり122円以上のものについてはその評価額を122円とみなして右の倍率を適用する。)	40	8.2	—	—	中 8.2	中 8.2			
		2 上記以外の地域									
(1) 国道146号線沿	30	1.1	中 4.3	中 9.0	中 7.1	中 10					

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
ふ	古森	(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 3.1	純 6.3	純 6.0	純 6.7		
よ	与喜屋	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道145号線バイパス沿、 国道146号線沿			純 4.7	純 12				
		2 上記以外の地域			純 3.7	純 9.0				
		上記以外の地域								
		1 国道145号線バイパス沿、 国道146号線沿	30	1.1	中 5.9	中 15	中 9.0	中 11		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.8	純 9.0	純 6.0	純 7.1		
	横壁	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道145号線バイパス沿			純 4.6	純 7.4				
		2 上記以外の地域			純 4.5	純 4.5				
		上記以外の地域								
		1 国道145号線バイパス沿	30	1.1	中 5.8	中 11	中 6.0	中 10		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 4.6	純 4.6	純 4.2	純 4.9		